

<取扱注意>

# 新清掃工場整備運営事業

## 入札説明書（案）

平成 30（2018）年 10 月

立川市



## 《目 次》

1. 公告日	1
2. 発注者	1
3. 入札及び契約に関する事務を担当する部局	1
4. 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業場所	2
(3) 事業概要	2
(4) 事業期間	3
(5) 対価の支払	3
(6) 本事業の実施に関する協定等	3
5. 落札者選定の手続き	4
(1) 選定方法	4
(2) 落札者決定までの流れ	4
(3) 契約締結までのスケジュール	6
(4) 入札説明書等	6
(5) 入札説明書等に関する質問受付及び回答	6
(6) 入札参加申請及び受理通知	7
(7) 入札	8
(8) 事業提案書等の提出	9
(9) 開札	10
(10) 入札の無効	10
(11) 入札参加資格審査及び事後審査ヒアリング	11
(12) 落札者決定・公表	12
(13) 落札者決定後の手続き	12
(14) 入札に関する留意事項	13
(15) その他	13
6. 立川市新清掃工場事業者選定審議会の設置	14
7. 応募者の参加資格要件	14
(1) 応募者の構成等	14
(2) 応募者の参加資格要件	15



## 新清掃工場整備運営事業 入札説明書

立川市（以下「市」という。）が発注する新清掃工場整備運営事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、以下の図書（以下「入札説明書等」という。）によるものとする。

- ① 新清掃工場整備運営事業 入札説明書（以下、「入札説明書」という。）
- ② 新清掃工場整備運営事業 基準仕様書（以下、「基準仕様書」という。）
- ③ 新清掃工場整備運営事業 基本協定書（案）（以下、「基本協定書（案）」という。）
- ④ 新清掃工場整備運営事業 基本契約書（案）（以下、「基本契約書（案）」という。）
- ⑤ 新清掃工場整備運営事業 施設整備請負契約書（案）（以下、「施設整備請負契約書（案）」という。）
- ⑥ 新清掃工場整備運営事業 運營業務委託契約書（案）（以下、「運營業務委託契約書（案）」という。）
- ⑦ 様式集
- ⑧ 提出書類の作成要領
- ⑨ [新清掃工場整備運営事業入札実施要領](#)
- ⑩ [立川市新清掃工場整備運営事業共同企業体取扱要領](#)

また、入札説明書等と以下の図書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。

- ① 平成 30 [\(2018\)](#) 年 7 月 5 日公表 「新清掃工場整備運営事業 実施方針」（以下、「実施方針」という。）
- ② 平成 30 [\(2018\)](#) 年 8 月 10 日公表 「実施方針に関する質問及び回答」
- ③ 平成 30 [\(2018\)](#) 年 8 月 8 日公表 「新清掃工場整備運営事業 基準仕様書（案）」
- ④ 平成 30 [\(2018\)](#) 年 8 月 31 日公表 「基準仕様書（案）に関する質問及び回答」

なお、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問及び回答によるものとする。

### 1. 公告日

[平成 30 \(2018\) 年 10 月 2 日](#)

### 2. 発注者

立川市長 清水 庄平

### 3. 入札及び契約に関する事務を担当する部局

立川市 財務部 契約課

郵便番号 190-8666

住所 東京都立川市泉町 1156 番地の 9

電話番号 042-523-2111（内線 2714 又は 2715）

E-mail [keiyaku@city.tachikawa.lg.jp](mailto:keiyaku@city.tachikawa.lg.jp)

## 4. 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

新清掃工場整備運営事業

### (2) 事業場所

立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-A街区1画地並びに9-B街区1、2及び3画地

### (3) 事業概要

#### 1) 事業目的

「新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方」及び「立川市新清掃工場整備基本計画」に基づき本施設の整備及び運営について、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

#### 2) 事業の概要

本事業は、立川市新清掃工場（以下「本施設」という。）の整備及び運営をD B O（Design <sup>デザイン</sup> Build Operate）方式により実施する。

なお、事業期間は平成55（2043）年3月31日までを予定しているが、本施設は35年使用することを予定し整備運営を実施する。

#### 3) 本施設の概要

##### (ア) 計画年間処理量

29,196 t /年

##### (イ) 施設規模

120 t /日（60 t /日×2 炉）

##### (ウ) 処理方式

ストーカ方式

##### (エ) 処理対象物

- ①燃やせるごみ
- ②可燃性粗大ごみ
- ③処理残さ（可燃）

#### 4) 本事業の業務内容

##### (ア) 設計・建設業務

##### (イ) 運営・維持管理業務

なお、より詳細な業務内容については、次の資料を参照すること。

- ①基準仕様書
- ②基本協定書（案）
- ③基本契約書（案）
- ④施設整備請負契約書（案）
- ⑤運営業務委託契約書（案）

#### (4) 事業期間

##### 1) 設計・建設業務

契約締結日（平成 31（2019）年 6 月下旬）から平成 35（2023）年 2 月 28 日までの 3 年 8 か月

##### 2) 運営・維持管理業務

平成 35（2023）年 3 月 1 日から平成 55（2043）年 3 月 31 日までの 20 年 1 か月

#### (5) 対価の支払

##### 1) 施設整備請負契約

市は、本施設の設計・建設業務を行う者（以下「建設事業者」という。）に対して、設計・建設業務の実施の対価を支払う。支払方法の詳細については、施設整備請負契約書（案）を参照すること。

##### 2) 運營業務委託契約

市は、本施設の運営・維持管理業務を行う者（以下「運營業業者」という。）に対して、運営・維持管理業務の実施の対価を支払う。支払方法の詳細については、運營業務委託契約書（案）を参照すること。

#### (6) 本事業の実施に関する協定等

##### 1) 基本協定

市は、落札者との間で本事業に関する事業契約の締結に向けて、市と落札者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定める基本協定を締結する。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

##### 2) 基本契約

市は、民間事業者との間で、市、民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めた基本契約を締結する。詳細については、基本契約書（案）を参照すること。

##### 3) 施設整備請負契約

市は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた施設整備請負契約を締結する。詳細については、施設整備請負契約書（案）を参照すること。

##### 4) 運營業務委託契約

市は、運營業業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を定めた運營業務委託契約を締結する。詳細については、運營業務委託契約書（案）を参照すること。

## 5. 落札者選定の手続き

### (1) 選定方法

- ① 本事業では、入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募者」という。）の創意工夫により施設運営の効率化及び運転・維持管理費を含むライフサイクルコストの適正化を図るとともに、恣意性を排除する目的から、設計・建設工事費及び20年間の運転・維持管理費を合わせた入札価格を評価する条件付き一般競争入札を採用する。
- ② 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札を行った応募者を落札予定者とし、入札参加資格審査を行う。
- ③ 落札予定者が入札参加資格を有することを確認できた後に、事業提案書について審査を行い、基準仕様書に示した要求水準を満たしていると認めた場合、落札者として決定する。

### (2) 落札者決定までの流れ

入札公告から落札者決定までの流れは次頁に示す「図-1 落札者決定の手順」のとおり。



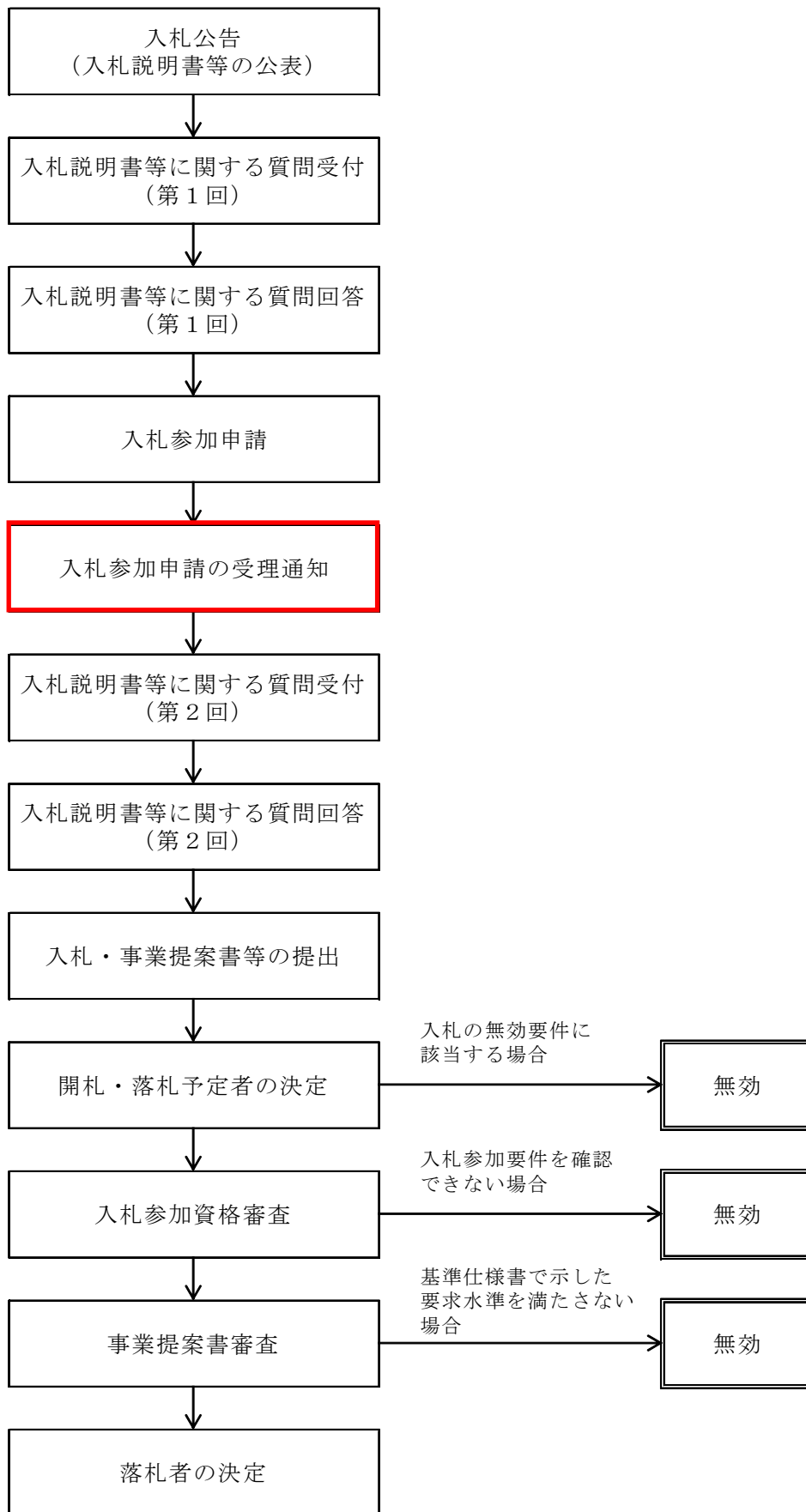


図-1 落札者決定の手順

### (3) 契約締結までのスケジュール

入札公告から契約締結までのスケジュールは以下を予定している。なお、スケジュールは、応募者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

内 容	日 程
① 入札公告（入札説明書等の公表）	平成 30（2018）年 <u>10月2日（火）</u>
② 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 30（2018）年 10月 25日（木）
③ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 30（2018）年 11月 15日（木）
④ 入札参加申請期限	平成 30（2018）年 11月 22日（木）
⑤ 入札参加申請の受理通知	平成 30（2018）年 11月 <u>26日（月）</u>
⑥ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 30（2018）年 11月 <u>30日（金）</u>
⑦ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 30（2018）年 12月 20日（木）
⑧ 入札（事業提案書の受付）期限	平成 31（2019）年 1月 <u>28日（月）</u>
⑨ <u>開札</u>	<u>平成 31（2019）年 1月 29日（火）</u>
⑩ 入札参加資格審査	開札後速やかに
⑪ 事後審査ヒアリング（事業提案書審査）	平成 31（2019）年 2月 <u>25日（月）</u>
⑫ <u>第1回</u> 事業提案書に対する質問送付	平成 31（2019）年 <u>3月 5日（火）</u>
⑬ <u>第1回</u> 事業提案書に関する質問回答期限	平成 31（2019）年 <u>3月 12日（火）</u>
⑭ <u>第2回</u> 事業提案書に対する質問送付	平成 31（2019）年 <u>3月 22日（金）</u>
⑮ <u>第2回</u> 事業提案書に関する質問回答期限	平成 31（2019）年 <u>3月 29日（金）</u>
⑯ 落札者決定・公表	平成 31（2019）年 <u>4月中旬</u>
⑰ 基本協定締結 施設整備請負契約（仮契約）の締結	⑯の後 7日以内
⑱ 基本契約の締結	平成 31（2019）年 5月中旬
⑲ 施設整備請負契約に係る市議会の議決	平成 31（2019）年 第2回 <u>市議会</u> 定例会
⑳ 施設整備請負契約（本契約）の締結 運営業務委託契約の締結	⑲の後速やかに

### (4) 入札説明書等

入札説明書等の内容を前提として、入札手続きを進めること。また、応募者はその内容を十分に確認し、各手続きにおける期限は十分注意すること。

### (5) 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとする。公平性及び透明性を確保するため、入札説明書等の内容について、電話等による質問には一切応じない。

なお、質問に対する回答は公表するものとする。

#### 1) 提出期間

質問の提出については、第2回は入札参加申請を行い、入札参加申請の受理通知を受けた応募者の代表企業が提出するものとする。

#### (ア) 第1回

入札説明書等公表日から平成 30（2018）年 10月 25日（木）午後 5時まで。

### (イ) 第2回

平成30(2018)年11月15日(木)から平成30(2018)年11月30日(金)午後5時まで。

### 2) 提出方法

入札説明書等と同時にホームページに公表する「様式集(様式1-1)」に記入のうえ、そのファイル(PDF形式及びMicrosoft Excel形式)をE-mailに添付し、担当部署(「3. 入札及び契約に関する事務を担当する部局」を参照)に送付すること。市は、E-mailを受信後、送信者に対し、受信確認メールを送付する。ただし、E-mailを送信した翌開庁日までに受信確認メールが届かなかった場合、送信者は、担当部署に電話にて電子メールの着信を確認すること。

### 3) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載により公表する。

### 4) 回答公開予定日

#### (ア) 第1回

平成30(2018)年11月15日(木)

#### (イ) 第2回

平成30(2018)年12月20日(木)

なお、質問に対する回答の内容は、入札説明書等の追加又は修正とみなす。

## (6) 入札参加申請及び受理通知

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札参加申請をするとともに、参加にあたり必要な書類(以下「入札参加書類」という。)を提出すること。

また、施設整備請負契約又は運營業務委託契約のうち、いずれか一方でも共同企業体の結成を予定している場合、以下の手続きに加え、別途手続きが必要となるため、担当部署(「3. 入札及び契約に関する事務を担当する部局」を参照)に連絡をすること。なお、入札参加申請期限までに別途書類の提出が必要となるため、予め余裕を持って連絡をすること。

### 1) 入札参加申請期限

平成30(2018)年11月22日(木) 午後5時まで

### 2) 申請方法

東京電子自治体共同運営協議会会員が運営する電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)により申請すること。

### 3) 入札参加書類提出期限

平成30(2018)年11月22日(木)午後5時までに必着

### 4) 入札参加書類提出方法

応募者の代表企業が担当部署(「3. 入札及び契約に関する事務を担当する部局」を参照)へ郵送又は宅配便により提出(必着)すること。なお、持参、E-mail、FAXによる提出は認めない。

## 5) 提出書類

- ① 応募者の構成 (様式 1-2)
- ② 委任状 (様式 1-3)

## 6) 入札参加申請の受理通知

入札参加申請の受理について、平成 30 (2018) 年 11 月 26 日 (月) までに応募者の代表企業に電子調達サービスで通知する。その際、事業提案書の作成に必要となる応募者記号を交付する。

なお、入札参加資格審査は開札後に落札予定者を対象に実施するため、本通知は入札参加資格の有無を判定するものではない。

## (7) 入札

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札を行うこと。

### 1) 入札の方法

入札の方法は、立川市電子入札実施要綱第 7 条の規定によること。なお、入札書に記載する金額は、設計・建設費と運転・維持管理業務費の合計額とし、消費税及び地方消費税を含めないこと。また、入札の際、所定の内訳書を添付すること。なお、金額不一致、件名不一致及び不明瞭な内訳書については無効とする。

### 2) 入札期限

平成 31 (2019) 年 1 月 28 日 (月) 午後 6 時まで

### 3) 入札の辞退

応募者の代表企業は、入札期限までは、電子調達サービスにより辞退の申請をすることにより、入札を辞退することができる。ただし、入札辞退の撤回はできないものとする。

### 4) 公正な入札の確保

- ① 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 応募者は、落札者の決定前に、他の応募者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 5) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

### 6) 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格 : ○○円 (税抜価格) : ○○円

### 7) 1 者入札

応募者が 1 者の場合においても、入札を実施する。

## 8) 変動型最低制限価格

- ① 設計・建設業務費と運転・維持管理業務委託料の総額を対象とし、変動型最低制限価格を採用する。
- ② 成立要件の有効参加者数は、3者以上とする。
- ③ 最低制限価格の算出方法は、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱第3条第1項のとおりとする。

## 9) 低入札価格調査

- ① 運転・維持管理業務委託料を対象とし、低入札価格調査を採用する。
- ② 開札の結果、調査基準価格を下回る入札等があった場合には、契約の内容に適合した履行が確保できるか調査を行う。
- ③ 調査基準価格は、市長が定める額とする。
- ④ 調査にあたり、市より当該価格で履行が確保できる根拠を証する書類の提出等を求められた場合、当該応募者は協力すること。

## (8) 事業提案書等の提出

応募者の代表企業は、以下の要領に従って、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）及び事業提案書を提出すること。

### 1) 提出期限

平成31(2019)年 1月 28日(月)午後5時までに必着

### 2) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署（「3. 入札及び契約に関する事務を担当する部局」を参照）へ郵送又は宅配便により提出（必着）すること。また、入札参加資格審査書類と事業提案書は別梱包にて提出すること。なお、持参、E-mail、FAXによる提出は認めない。

### 3) 提出書類（入札参加資格審査書類）

- ① 入札参加資格審査申請書（様式2-1）
- ② 入札参加資格要件確認書 その1（様式2-2～様式2-4）
- ③ 入札参加資格要件確認書 その2（様式2-5）
- ④ 入札参加資格要件確認書 その3（様式2-6）

### 4) 提出書類（事業提案書）

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

### 5) 提出書類の取扱い

#### (ア) 落札者決定後の返却

落札に至らなかった応募者の入札参加資格審査書類及び事業提案書については、落札者の決定後、市が当該書類を提出した応募者に未開封のまま返却する。ただし、審査の過程で開封した書類については、落札に至らなかった場合でも、返却は行わないものとする。

#### (イ) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公

表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用する  
ことができるものとする。

#### (ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて  
保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用  
した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

#### (エ) 資料の公開

市は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて落札者の事業提  
案書を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、公開されることに  
より落札者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細について  
は当該落札者と協議することとする。

#### 6) その他

- ① 市が提供する資料は本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。
- ② 応募者は複数の提案を行うことはできない。
- ③ 事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

#### (9) 開札

##### 1) 日時

平成 31 (2019) 年 1月 29日 (火) 午前9時から。

##### 2) その他

市は、電子調達サービスにおいて、開札の際に当該案件を「保留」にして、落札予定者  
に対して事後審査を行い、落札者を決定する。落札予定者となった応募者には別途、市よ  
り連絡をする。

#### (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場  
合には落札者決定を取り消す。

- ① 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ② 電子による入札において、入札書が所定の日時まで電子調達サービスのサーバー  
に到着していないもの又は郵便による入札において、その送付された図書が所定の  
日時及び所定の方法によらないで到着したもの
- ③ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となったものとした入札
- ④ 明らかに不正によると認められる入札
- ⑤ 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑦ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明  
示しない入札（電子入札にあっては、電子調達サービスによる記名又は押印に相当  
する電磁的記録のないもの）

- ⑧ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑨ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- ⑩ 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額を記載したもの
- ⑪ 明らかに不適正と認められるもの
- ⑫ 電子による入札において、電子調達サービス上で示された文字種、文字数、記入例その他の指示に従わないもの又は必要な項目を入力しない若しくは不必要な項目を入力したもの
- ⑬ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

## (11) 入札参加資格審査及び事後審査ヒアリング

### 1) 入札参加資格審査

開札後速やかに、落札予定者を対象として、入札参加資格審査書類により入札参加資格審査を実施する。

### 2) 事後審査ヒアリング（事業提案書審査）

落札予定者（入札参加資格審査通過者）を対象として、事業提案書の審査を行うためにヒアリングを実施する。市は、落札予定者（入札参加資格審査通過者）から基準仕様書に示す要求事項等に関する説明を受け、基準仕様書に示す要求水準が満たされているか、また、それに伴う根拠等について確認を行う。

### 3) 事業提案書に関する質問送付及び回答

落札予定者（入札参加資格審査通過者）から提出された事業提案書の内容に関する疑義解消のため、落札予定者（入札参加資格審査通過者）の代表企業に事業提案書に対する質問を送付する。これに対し、落札予定者（入札参加資格審査通過者）は回答を行うこと。

#### (ア) 第1回

平成31(2019)年3月5日(火)午後5時までにE-mailにて質問を送付するため、平成31(2019)年3月12日(火)午後零時までにE-mailにて回答を行うこと。

#### (イ) 第2回

平成31(2019)年3月22日(金)午後5時までにE-mailにて質問を送付するため、平成31(2019)年3月29日(金)午後零時までにE-mailにて回答を行うこと。

### 4) 審査結果の通知

審査結果について、市は、落札予定者に対して通知を行う。

## 5) 審査結果理由の説明請求

- ① 審査の結果、落札者とならなかった者は、市に対し、その理由について説明を求めることができる。
- ② 審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。提出方法は、郵送（書留に限る。）（必着）または持参によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、午後零時から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- ③ 上記②に対する回答は、書面により行う。

## (12) 落札者決定・公表

市は、落札予定者が入札参加資格を有することを確認したうえで、事業提案書について審査を行い、基準仕様書に示した要求水準を満たしていると認めた場合、落札者として決定し、平成31(2019)年4月中旬に市のホームページにて公表する予定である。落札者を決定するにあたっては、立川市新清掃工場事業者選定審議会（以下「審議会」という。）から意見を聴取するものとする。

なお、落札予定者の事業提案書が基準仕様書に示した要求水準を満たさない場合、当該落札予定者を無効とし、次順位の者を落札予定者とする。また、その者の入札参加資格を有することが確認できない場合又は事業提案書が基準仕様書に示した要求水準を満たさない場合、第3位の者まで落札予定者とするができる。

## (13) 落札者決定後の手続き

### 1) 基本協定及び施設整備請負契約（仮契約）の締結

市と落札者は落札者決定後7日以内に事業契約の締結に向けて、市と落札者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めた基本協定を締結する。

また、市は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた施設整備請負契約について、落札者決定後7日以内に仮契約を締結する。ただし、基本協定及び施設整備請負契約（仮契約）の締結に伴う期間については、市の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

### 2) 契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、施設整備請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け契約内容について協議する。ただし、契約内容の協議は契約書案の未確定部分を確定させる目的で行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

### 3) 基本契約の締結

市は、民間事業者との間で市、民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を平成31(2019)年5月中旬に締結する。



#### 4) 市議会の議決及び施設整備請負契約（本契約）の締結

市は、建設事業者との間で、立川市議会において可決された後に、施設整備請負契約について本契約を締結する。

#### 5) 運營業務委託契約の締結

市は、運營業業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を定めた運營業務委託契約を締結する。契約締結時期は、施設整備請負契約の本契約締結と原則として同時期とする。なお、運營業務委託契約は施設整備請負契約に係る市議会の議決を経た後に締結するものとする。

#### 6) 契約金額

契約金額及びその内訳における施設整備請負費及び運營業務委託料相当額は、入札の際に添付した所定の内訳書に記載された金額とする。

### (14) 入札に関する留意事項

#### 1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札参加資格申請をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。また、その後質問回答等の状況により入札手続き中に入札説明書等の変更や資料の追加が生じた場合、応募者は、事業提案書等の提出をもって、これを承諾したものとする。

#### 2) 費用負担

入札手続きに係る経費は、応募者の負担とする。

#### 3) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### 4) その他

- ① 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、市は代表企業に通知することとする。ただし、入札参加申請期限までに必要な事項が生じた場合には、市のホームページにて入札参加希望者に通知することとする。
- ② 入札をした者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、参加停止等を行うことがある。
- ④ 事後審査において、基準仕様書に示す要求水準が満たされていると市が認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではないため、関係法令等に対しては適正に対応すること。
- ⑤ 入札及び契約の締結に係る手続きにおいて交渉は行わない。

### (15) その他

本入札の実施については、入札説明書等に定めるもののほか、新清掃工場整備運営事業に係る入札実施基準によるため、応募者はその内容を十分に確認すること。

## 6. 立川市新清掃工場事業者選定審議会の設置

市は、落札予定者の事業提案書を審査し、落札者を決定するにあたり、意見聴取を行うため、学識経験者などで構成される審議会を設置している。

審議会の委員は次のとおりである。

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	荒井 康裕	首都大学東京大学院 都市環境科学研究科 准教授
副会長	山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授
委 員	速水 章一	一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 研修事業部 技術審議役
委 員	三宅 玉雄	公益財団法人 東京都環境公社 環境技術部長
委 員	荻原 正樹	ふじみ衛生組合 事務局長

応募者が、落札者決定・公表までに、審議会の委員に対し、落札者選定に関して自己に有利に、又は他者を不利にする目的のために、接触等の働きかけを行うことを禁じる。また、審議会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと市が判断した場合には、当該応募者は本事業への入札参加資格を失う。

## 7. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、立川市内に本店・本社を置く企業を積極的に活用するとともに、市内住民を対象とした雇用に配慮すること。

### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続を行うこととする。
- ② 応募者は、本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業により構成（以下「構成員」という。）されるグループ（以下「応募グループ等」という。）をいう。
- ③ 応募者は、応募グループ等により、「本施設の建築物の設計・建設を行う者」、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者」及び「本施設の運営・維持管理業務を行う者」の資格要件を満たしていなければならない。
- ④ 構成員及び構成員より業務の一部を請負又は受託する企業（以下「協力企業」という。）は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑤ 代表企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」

という。)において立川市で「焼却設備」に登録がある者とする。

- ⑥ 本施設の建築物の設計・建設を行う者は、電子調達サービスにおいて立川市で「建築工事」に登録がある者とする。
- ⑦ 本施設の運営・維持管理業務を行う者は、電子調達サービスにおいて立川市で「その他の業務委託等」に登録がある者とする。
- ⑧ 構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑨ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。

上記の資本関係又は人的関係のある者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

i 資本関係がある場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ii 人的関係がある場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

iii その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑩ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者の参加資格要件

### 1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年7月1日市長決定）に規定する参加停止を受けている者
- ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） 第9条の各号の規程に該当する者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ⑤ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ⑨ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑩ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ⑪ 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 2 月 23 日市長決定）に規定する参加停止を受けている者
- ⑫ 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
  - i 生活環境影響調査受注者  
国際航業株式会社
  - ii 事業者選定支援業務委託受注者  
株式会社日建技術コンサルタント
- ⑬ 市が設置する審議会の委員が所属する企業
- ⑭ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する審議会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

## 2) 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(ア)、(イ)、(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。

### (ア) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が次の該当する要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ③ 建築一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する監理

技術者であって、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3カ月以上雇用している者でなければならない。

- ④ 平成20年以降に、廃棄物処理法第8条第1項に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建設実績を有すること。

#### (イ) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が次の該当する要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ② 平成20年以降に、以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設であり、処理方式をストーカ式焼却方式とする施設の竣工実績を複数有すること。
  - i 1炉当たり60t/日以上かつ炉構成が2炉以上
  - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ③ 清掃施設工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、この技術者は、企業が直接かつ連続して3カ月以上雇用している者でなければならない。

#### (ウ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が次の該当する要件を全て満たすこと。

- ① 以下の要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む）として、有すること。
  - i 1炉当たり60t/日以上かつ炉構成が2炉以上
  - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ② **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第32号）第17条に定める技術管理者の資格を有し、一般社団法人日本環境衛生センターが開催する廃棄物処理施設技術管理者講習（ごみ処理施設コース）を修了し**、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、120t/日以上（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は本施設での運営経験を2年以上有する技術者を配置すること。

### 3) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は入札参加申請期限日とする。
- ② 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の締結の承認に係る市議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。